

仕 様 書

1 品名

トイレカー

2 数量

1 台

3 納入期限等

(1) 納入期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）（ただし、可能な限り早期の納入に努めること。）

(2) 納入場所

大岩車庫（静岡市葵区大岩本町 27-1）

4 適合法令

(1) 順守法令等

ア 道路運送車体法に適合するもの

イ 道路運送車体の保安基準に適合するもの

ウ 8 ナンバー糞尿車登録時の検査に適合するもの

エ その他の関係ある法令通達等の全てに適合するもの

(2) 自動車検査証記載事項

ア 自動車の種別：普通

イ 用途：特種

ウ 車体の形状：糞尿車

エ 最大積載量：1,000kg

5 事前承認

契約締結後、本市に次の書類を提出し、承認後に制作を開始すること。

(1) 提出書類

ア 艀装設計図

イ 荷室内装確認書及び図面

ウ 給排水タンク関係図及び配管図

エ 製作工程表

オ シャシ及びエンジン諸元表（メーカーのカタログ等）

カ 寸法入りシャシ図面（メーカーのカタログ等）

キ その他本市が指示するもの

(2) 提出部数

1 部ずつ

6 中間検査

(1) 検査時期

貯水用タンク、便槽用タンク取付後床施工前

(2) 検査場所

売渡人指定場所

(3) 書類提出

中間検査依頼書（任意書式、記載内容：検査日、検査場所を明記すること。）

(4) 提出期限

概ね受検 30 日前

(5) 検査項目

ア 艀装

イ シャシ

ウ 各装置の位置、機能

エ その他本市が指示する事項

(6) その他

ア 検査を受けるときは検査に先立ち社内検査を実施すること。

イ 検査に必要な測定機器等は事前に準備すること。

ウ 検査は本市の指示に従って受けること。

エ 検査の結果、不合格と認めた場合は修正のうえ再検査を受けること。

7 完成検査

(1) 検査時期

車体納入前

(2) 検査場所

売渡人指定場所

(3) 書類提出

ア 自動車検査証（写し）

イ 完成図面

ウ 工程写真（シャシ到着から完成まで工程表に添ったもの）

エ シャシ取扱説明書

オ 各種積載品等取扱説明書

カ 各種保証書

キ 納品書

ク その他本市が指示する事項

(4) 提出部数

1 部ずつ

(5) 提出時期

完成検査時

(6) 検査項目

ア 艀装

イ 寸法（全長、全幅、全高）

ウ 走行性能、各種機器

エ 取付品及び取付装置

オ 積載品及び付属品

カ 荷室内（トイレルーム及び内装品）

キ その他本市が指示するもの

(7) その他

ア 検査に先立ち社内検査を実施すること。

イ 検査に必要な測定機器等は事前に準備すること。

ウ 検査は本市の指示に従って受けること。

エ 検査の結果、不合格と認めた場合は修正のうえ再検査を受けること。

8 車体の新規登録等

(1) 登録事務

売渡人は、新規登録に関する全ての事務を完了後に車体を納入すること。

(2) 法令等適合

車体が法令等に不適合な問題等が発生した場合は、売渡人が解決すること。

(3) 費用負担

新規登録に伴う費用（自動車損害賠償責任保険、重量税、自動車リサイクル料金は除く）は、売渡人の負担とする。

(4) 自動車損害賠償責任保険、重量税、自動車リサイクル料金の請求

ア 当該費用（自動車損害賠償責任保険、重量税、自動車リサイクル料金）は、本件入札金額に含めないこと。

イ 当該費用は、登録時に売渡人が先に支払うこととし、当該費用に係る領収書等を添付の上、納入時に本契約とは別にその金額を請求すること。

ウ 自動車損害賠償責任保険については、25ヶ月の加入とする。

保険契約者情報は以下のとおり

- ・保険契約者住所：静岡市葵区追手町5番1号
- ・保険契約者氏名：静岡市

9 車体の管理等

(1) 納入前の損傷等

売渡人は、納入前に車体を損傷等した場合は本市に速やかに連絡し、全責任を負うこと。

(2) 最終点検

車体納入の際には、シャシ・艀装部分及びその他車体の全ての部分の点検整備（洗車等を含む）を実施後に納入すること。

(3) 取扱説明

本市が指示する時及び場所で取扱説明を実施すること。

また、使用方法等をまとめた手順書を作成すること。

(4) 費用負担

上記についての費用は、全て売渡人が負担すること。

10 保証

(1) シャシ部分

メーカー標準とすること。

(2) 艀装部分

納入後1年とすること。

(3) 保証期間中

本車体（装備品等含む）の修理、輸送等無償で保証すること。

11 サービス点検

(1) シャシ部分

メーカー標準とすること。（1か月又は1,000km、それ以降は有償）

(2) 艤装部分

納入後1か年経過直前に行うこと。（保証期限切れ前）

12 協議事項等

(1) 打合せ

ア 契約後製作前に、早急に本仕様書及び添付図面等に基づく打合を本市と行い十分な協議を行った上で本車体の設計を開始すること。

なお、打合の段階で、使用性向上のため、本仕様書に記載されている内容とは異なる艤装等を施工する場合は、双方十分に協議を重ねた上で契約金額に変動を及ぼさないものに限り仕様変更を可能とする。

イ 車体に関する全てのことについて、売渡人は購入所管課と連絡を取ること。

(2) 疑義

本仕様書に疑義が生じた時又は、使用するシャシの規格等により、本仕様書に記載されている内容とは異なる艤装等を施工する必要がある時は、売渡人は速やかに本市に連絡のうえ、文書及び図面をもって本市と協議すること。

13 損害賠償

物品売買契約書の約款第13条で規定されている損害賠償に関する内容を遵守すること。

14 シャシ・艤装・車内レイアウトに関する仕様

シャシ及び艤装に関する仕様については、次のとおり定める。ただし、車内レイアウトの詳細については、別途協議の上、定める。

(1) シャシ仕様書 別紙1のとおり

(2) 艤装仕様書 別紙2のとおり

(3) 車内レイアウト（参考） 別紙3のとおり

15 その他

(1) 書類様式

ア 様式はA4判縦の横書き、左側の縦綴じとすること。

イ 写真にあっては、A4判ファイルに綴じること。

ウ デジタル写真の場合、上記に準じた印刷とすること。

(2) 新製品等

ア 契約後、本仕様書に記載してある付属品等が新製品等が発売され、変更を余儀なくされた場合は協議すること。

イ 発表された新製品等が本仕様書に記載してある付属品等と比較して機能及び性能等が向上した場合等は本市に速やかに連絡を取り協議すること。

(3) 同等品の取扱い

本仕様書に記載の車体、艀装品及び付属品等は、同等以上の規格性能を有し、また取付け、積載スペースの関係で寸法等が本仕様書に適合するとともに、契約金額に変動を及ぼさないものに限り、それを証明する書類を本市に提出し、本市が承認した場合に同等品と認めるものとする。（５ 事前承認時に確認すること。）

（４）燃料

車体納入時、燃料タンクの全容量を満たすこと。

（５）補足

ア 契約後における仕様書上の疑義は、すべて本市の解釈によるものとする。

イ 本車体運用上当然必要となる機能、装備品等については、本仕様書に明記されていなくても備えること。

ウ 打合せ時等に本市が指示した事項は、この仕様書に追補とする。

エ 本車体製作にあたり、仕様書内に工業所有権（特許権）その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、売渡人が解決し、その旨を本市に報告すること。

16 購入所管課

静岡市役所危機管理局 危機管理課

情報・施設係 高山

TEL：054-221-1243 FAX：054-251-5783

メールアドレス：kikikanri@city.shizuoka.lg.jp

シャシ仕様書

次に掲げる条件に適合し、トイレカーに適したシャシを選定すること。

1 車体の形状

シングルキャブ、ワイドキャブ、超ロングデッキ、フルフラットロー

2 エンジン

ディーゼルエンジン

3 車体寸法

全長 6,800 mm (±200mm)、全幅 2,200 mm (±200mm)、全高 2,300 mm (±200mm)

4 ホイールベース

3,845 mm (±100mm)

5 駆動方式・変速装置

2WD・オートマチック

6 排気量

4,000cc 以上

7 最高出力

100kW 以上

8 最大積載量

3.5 トン

9 乗車人員

3名

10 電装関係

- (1) バッテリー
- (2) カーラジオ
- (3) バックブザー
- (4) エアコンディショナー
- (5) パワーステアリング
- (6) パワーウインドウ
- (7) フォグランプ
- (8) バックカメラ

11 計器類

- (1) 時計
- (2) エンジン回転計

12 寒冷地対策

寒冷地での使用を想定し、シャシメーカーが定める寒冷地仕様とすること。

13 艤装

- (1) バッテリーは、点検が容易にできる位置に取り付けること。
- (2) バッテリー受台は、耐酸処理を施すこと。

(3) トイレカーの要件を満たすよう、給排水等タンク取り付け及び配管設置を行うこと。

(4) 電気機器類は、適切な防水処理を施すこと。

14 付属品

(1) スペアタイヤ	1 本
(2) ゴム製フロアマット	1 式
(3) 標準工具 (ケース付き)	1 式
(4) 泥除け	1 式
(5) サンバイザー	1 式
(6) 鍵	3 本
(7) 非常用信号灯	1 個
(8) 停止表示板	1 枚
(9) 輪留め	2 個
(10) その他シャシメーカー純正標準装備	一式

15 免許要件

準中型免許で運転が可能な車体 (平成 19 年 6 月 2 日よりも前に普通免許を取得した者が運転できること)

艀装仕様書

次に掲げる条件に適合し、トイレカーとしての機能を満たし且つ内装設計に準じたものとし、制作に使用する全ての材質は耐水性・耐久性に富むものを使用すること。

1 荷室

- (1) 側板を除く内装部で全長 5,000～5,100mm、全幅 2,100～2200 mm、全高 1,850～2,200mm を確保するものを使用すること。
- (2) 厚さ 1.2mm 以上のアルミ合金を内外装の仕上げ材として使用すること。
なお、各面に使用するアルミ合金板については、切断面を可能な限り減らし、雨水の侵入を防ぐこと。アルミ合金板は、長さ 5,000～5,100mm×高さ 1,500～2,200mm のものを使用すること。
- (3) 壁内については、厚さ 40 mm以上の XPS 材（押出発泡ポリエチレンフォーム）を全周にもれなく施し、断熱性・防音性を確保すること。

2 トイレ室内装及び便器

- (1) トイレ室の配置設計は、男性用・女性用・多目的用に区分し、各室にドアを設置すること。また、室内用途別に間仕切りを設置すること。
- (2) 便器は、水洗式の小便器及び大便器、オストメイト便器とし、設置個数については以下のとおりとする。また、大便器は洗浄便座及び手洗い場付きとする。
 - ア 男性用 大便器：1 小便器：1
 - イ 女性用 大便器：2
 - ウ 多目的用 大便器：1 オストメイト便器：1
- (3) 大便器設置の各室には、紙巻、手摺、除菌液ホルダ、小物収納棚、衣類掛け等のフック、鏡及び擬音装置を取り付けること。なお、紙巻、便器洗浄ボタン、非常用ボタン（多目的トイレのみ）の設置位置については、JIS S 0026 に基づくこと。小物収納棚の扉については、走行時の揺れを想定し、容易に開かないよう鍵等を設けること。
- (4) 多目的トイレ室内に車いす用補助アーム、ベビーキープ、おむつ交換台及び衣類掛け等のフックを取り付けること。
- (5) LED 照明を次のとおり通路部及び各個室に合計 6 灯設置すること。
 - ア 男性用出入口側 1 灯
 - イ 女性用出入口側 1 灯
 - ウ 男性用トイレ室内 1 灯
 - エ 女性用トイレ室内 各 1 灯 計 2 灯
 - オ 多目的トイレ室内 1 灯
- (6) 多目的トイレ内のスペースは、車いすが回転できる広さ（直径 1,500mm 以上）を確保すること。
- (7) 多目的トイレ内にトイレ使用中、外部に助けを呼ぶための非常用ボタンを設置する

こと。ボタンを押した場合は、車体外部に設置した非常用ランプが点滅し、警告音が出ること。

3 荷室全般の艤装

- (1) 車体側板の周辺及びステップの端部周辺は折り曲げる構造とすること。
- (2) ステップ類はすべて滑り止め加工を施すこと。
- (3) アルミ又はステンレス材を直接骨材、外板等に取り付ける場合は、水の侵入を防ぐため、外周にコーキング加工を施すこと。
- (4) ボルト及びナット類はアルミ、ステンレス又はスチールを使用すること。なお、スチールを使用する場合は、錆止め加工を施すこと。
- (5) 取り付け可能な器具類は、固定金物を設け、容易に着脱できる構造とし、売渡人仕様で取り付けること。

4 キャブ内の艤装

- (1) 乗車人員の走行時において、安全に必要な手摺等安全带を設けること。
- (2) ルームライトは車体標準装備のものとする。
- (3) バッテリー、外部充電装置、走行充電装置、ファイル書類等を収納するボックスについては、容易に操作できる箇所に取り付けること。更にキャブ内又は荷室の内外部いずれかに予備電源設置箇所を設けること。

5 車体側面

- (1) トイレの出入り口として、男性用は車体側面の左側、女性用は車体側面の右側に扉を設けること。
扉については、堅ろうで水密な構造とし、施錠可能なものを取り付けること。
- (2) 男性、女性用の出入り口用に、昇降用階段及び手摺（一体型可）を用意すること。

6 車体後部

- (1) 多目的用出入り口として、車いす用の昇降リフトを1か所設けること。
- (2) 多目的用出入り口昇降リフトの有効幅は、85cm以上とすること。
- (3) リフト利用中に転落等の事故が起きないように安全性配慮のための手摺等を設けること。
- (4) 多目的トイレと昇降リフトの間に扉等を設けること。
- (5) 出入り口扉の構成については、仕様書 P8 1 荷室(2)(3)と同一にすること。

7 車体上部

- (1) 男性用室内、女性用室内及び多目的用室上部に換気扇を各1か所（計3か所）設けること。
- (2) 予備電力確保のため、充電用ソーラーパネルを1枚設けること。

8 車体下部

トイレ等の使用において、必要となる配管類を設けておくこと。

9 寒冷地対策

寒冷地での使用を想定し、ポンプや配管等に凍結防止策を施すこと。

10 貯水用タンク

- (1) トイレ水洗用及び手洗い用として、合計容量 700 L のタンクを車体に取り付け

ること。

(2) 貯水用タンクの給水口は、荷室外壁に1か所設けること。

(3) 排水口を車体に1か所設けること。

(4) 貯水用タンク内の水量が車体外部から確認できるよう目盛り等を設けること。

11 水道用ポンプ

(1) 売渡人仕様を基本とし、車内貯水用タンクから各便器等への送水用として水道用ポンプ1基を車体下部に設置すること。

(2) 動力伝導機構は、売渡人仕様を基本とする。

12 中継用水中ポンプ

断水等による水道からの通水不可の事態に備え、外部水源から貯水用タンクへ送水するための中継用水中ポンプを用意し、搭載すること。

13 便槽用タンク・排水口

(1) 合計容量960Lの便槽用タンクを車体に取り付けること。

(2) 汚水処理用の汲み取り口を荷室外壁に2か所設けること。ただし、設計上外壁に設けることが困難な場合、本市と協議し、設置位置を決めること。また、汲み取り不可能な状況を考慮し、便槽タンクには緊急排出口を車体下部に左右1か所(計2か所)設けること。

(3) 緊急排水口に便槽用タンク内の汚水処理用のドレン装置を設けること。

(4) 便槽用タンク内の汚水量が車体外部から確認できるよう目盛り等を設けること。

14 ポンプ配管

配管の曲部は大きくとり、摩擦損失を最小限に抑えること。

15 ドレン

各配管のドレンを集中すること。

16 名入れ

市名(静岡市)をキャブの両側面に施すこと。(詳細については、仕様書P15 事前承認時に指示する。)

17 その他の艤装

(1) 燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること。

(2) 各収納ボックス・棚は、艤装が許す範囲まで大きくすること。

(3) ステップ、床等で水の滞留する恐れのある箇所には、適当な大きさの水抜き口を設けること。

(4) 各ボックスの扉に使用する蝶番、ネジ類はすべてステンレス製を使用すること。

(5) 荷室の外装は、錆止め加工を施すこと。

18 艀装関係装備品 一覧

番号	品名	数量	備考
1	貯水用タンク	一式	貯水用・容量 700 L 給水口 1 か所 排水口 1 か所
2	便槽用タンク	一式	便槽用・容量 960 L 緊急排水口 2 か所 汲み取り口 2 か所
3	汚水排出用ホース	2	3 m×2
4	大便器（節水型）	3	手洗い場付き、男性用、女性用 洗浄水量 0.35L 以内/回
5	大便器	1	手洗い場付き、多目的トイレ
6	洗浄便座	4	
7	小便器	1	
8	オストメイト便器	1	
9	紙巻	4	
10	除菌液ホルダ	4	
11	便座横手摺	4	
12	車いす用補助アーム	1	多目的トイレ用
13	小物収納棚	4	各個室内
14	衣類掛け等のフック	4	各個室内
15	鏡	3	男性・女性用個室内
16	擬音装置	4	
17	天井換気扇	3	
18	水道用ポンプ	1	
19	中継用水中ポンプ	1	ホース含む
20	充電用ソーラーパネル	1	110W 以上
21	予備電源（ポータブル蓄電池）	1	容量 4,000Wh 以上 定格出力 3,600wh 以上
22	走行充電装置	1	
23	外部充電装置	1	AC100V
24	外部入力ジャック	1	AC100V
25	外部入力ジャック用コード	1	10m
26	内部コンセント	4	各トイレ個室内用
27	天井照明 LED	6	
28	昇降階段	2	男性用・女性用
29	ベビーキープ	1	多目的トイレ
30	おむつ交換台	1	多目的トイレ

31	車いす昇降リフト	1	多目的トイレ用 最大昇降荷重 400kg 以上
32	非常用ボタン	1	多目的トイレ用
33	非常用ランプ	1	非常用ボタン連動

車内レイアウト（参考）

